

## 第4回湯河原町宿泊税検討委員会 議事録

日時：令和7年4月7日（月）

午前10時03分～午前11時37分

場所：湯河原町防災コミュニティセンター

2階 206会議室

### 〔出席者〕

宿泊税検討 委員会委員	西山正一、室伏学、丸塚順子、山下真輝、政所利子、田邊敦、森安亮介 Web参加：石田浩二、欠席：高橋延幸、村上一夫
オブザーバー	田中 亨
町（事務局）	鈴木参事兼地域政策課長、中村地域政策課副課長、宮下観光課長 狩野税務収納課長、加藤観光課副課長、駒谷地域政策課係長

### 〔内 容〕

#### 1 開 会

##### 【事務局】

定刻が若干過ぎまして、まだいらっしゃっていない委員さんもおりますが、これから会議の方を始めさせていただきたいと思います。

本日につきましては第4回の湯河原町宿泊税検討委員会となります。本日は前回委員会でご意見等いただいた観光に関する課題に関する資料、また本委員会での報告書の案を議題にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。それと委員さんに関しましては、旅館協同組合からの高橋委員、また商工会の村上委員から欠席のご報告をいただいております。あと Web でのご出席に関しましてはまだ入られておりませんが、観光協会の石田委員が Web でのご出席となります。また本日はオブザーバーといたしまして、株式会社 JTB 神奈川西支店の観光開発プロデューサーであります田中様にご出席いただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行につきましては山下委員長のほうでよろしくお願ひいたします。

#### 2 議 題

##### (1) 湯河原町の観光業の課題と整理

##### 【委員長】

それでは本日もよろしくお願ひいたします。

ほぼほぼもう最終回ということになっておりますのでよろしくお願ひします。

まずですね今日ご覧のとおり、まだ石田委員が入られてませんけども、この会場のほうに今6名がご出席ということで、要綱第6条の第2項の規定により委員会が成立していることを報告させていただきます。この後また石田委員が入ってこられると思いますので、よろしく願いいたします。ということで、先ほど申し上げたように当初のスケジュールとしては、今回が最終回ということで、事務局から提出される報告書案についても、議題の2の方にありますけども、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。

それではまず議題1の「湯河原町の観光業の課題と整理」になりますが、事務局から説明の後ですね、私からもちょっと今日資料を用意してますんで、それについて触れたいと思いますので、では事務局よりご説明お願いいたします。

#### 【事務局】

…資料No.1に基づき説明。

#### 【委員長】

…資料に基づき報告。

以上ですね、この辺も踏まえて今年度は観光振興計画を来年度に向けてリバイスされると聞いてますんで、この辺りが今後の観光計画のベースになっていって、それが固まっていく中で、おのずと用途が方向性も決まっていくということなんですが、この委員会の中でもですね、この辺の考え方を踏まえて用途に反映すべきということが報告書の中にしっかりうたわれてくれば良いんじゃないかなと思っています。

ということで、一旦ちょっとご説明をいただきましたということで、このあたりもまた改めてこういう視点も踏まえておく必要がありますよっていうことがあればですね、ぜひ皆さんのご意見をいただければと思いますので、よろしく願いします。

今触れたことも、重ねて強調したいということであれば、それについてもよろしく願いします。

#### 【委員】

今、委員長のペーパーに非常に共感をいたしまして、その上で資料1で、私は本業が中央省庁向ですから、ちょっと長めに指摘してもよろしいですか。

今までの議論とかですね、さらに湯河原町さんとかの方針というか、認識はずれてないと思うんですが、資料でやや方法を変えたほうが良いかなと思う点が何点かございまして、3点ほど述べさせていただきます。

まず7ページですが、この書きぶりですと湯河原がお金がなくなる、お金を稼がねばならない、インバウンドで稼ごう、宿泊税だっていうふうに見えてしまいますね。7ページの一番下のところもですね、宿泊数を伸ばすために、選択と集中がカギになると、

その上側も最盛期の宿泊者数まで量的にお客さんの数を伸ばすんだというような意味合いのみが浮き彫りになりかねないですと、一方で後半の課題のところには湯河原の湯河原らしさを高めるといところが盛り込まれてますし、事務局の説明の中でも、湯河原らしさ、湯河原の良さを無くさないようにとかがありますが、基準としては、まず前提となる大事なものの主従としては、町民が幸せでいたい、若しくは町全体として、幸せでいたいし持続可能でありたいと、なんだけれども人口も減ってるし、そのためにお金もこのままでは減っていくんで、そのための手段として観光業というものが町としての重点施策に位置付け、そのための手段としてインバウンドもあるし、DXもあると、こういう順番だと私は理解してしまして、そういう意味ではインバウンドのために何かやるというよりは、我々が幸せになる、もっとより良い暮らしを続けていくためにインバウンドにも力を入れる。その手段が今増えている宿泊税だと、そういう論理構成が分かるようにしたいと思っています。

さらに、ここはまさに委員長おっしゃったように、一番下の黄色のところを囲むのであれば、持続可能な魅力的な湯河原を続けるとか量的な観点以外の質的な観点ですね。住民で言えばウェルビーイングとかになりますし、宿泊でいうと観光客の量的な消費というよりは、満足度とか質が高まれば、お金ももっと払うように観光があると、そのあたりが入ってくるなと思いました。

それと、その前提のところと同じ資料 No. 1 の 3 ページの日本の観光と湯河原の現状とあるのですが、例えばこの 3 ページの次のページに、観光における課題とオーバーツーリズムの問題ですとか、住民の暮らしと観光とのハレーションみたいなことが日本の各地でも問題になっているみたいなことがありまして、そういうことが入ってくると良いなというのが一つです。

今ある 4 ページの税収の推計のところなんですけど、ここにぜひ高齢化率を入れていただきたいと思います。人口が仮に減ろうが、年齢構成が一緒に減っていく分には何も問題はないんですね。税収が減っても人口が減ってるんで、何も問題がないです。問題は二つで、高齢化率が高まるので現役世代が稼ぐ割合が減るのに、支えなくてはならない人が増えるという、人口減少以上に年齢構成の変化の方が課題ですので、それが分かったほうが良いっていうのが一つと、あともう一つの問題は、人口が増えた一番多いピークに合わせて町のインフラが成り立っているんで、人口が減ると、ピーク時のインフラを維持し続けられないというコスト負担がかかるという、委員長がおっしゃった老朽化の観点と高齢化後は医療福祉の負担が増えると、よって持続可能性がどんどん下がっていくということが問題ですので、この 4 ページのままですと人口が減るだけだと、そう問題にはならない。もしかしたらこの次に差し込むものとして、高齢化率や老朽化が実際に湯河原には老朽化している施設もありますし、空き家問題とかも抱えているので、そこに先ほど委員長がおっしゃったようにこのままだと医療福祉に予算をもっともって配分しないといけない中で、宿泊業というか観光業自体が持続できなくなってしまうと、

それは町民の幸せを下げているので、だからこそ今を維持することが必要だということが、そうしたものをに入れていただけると、より量的なものとの質的なものを含めた。

最後に一点だけ、9ページ10ページの課題の順番なんですけれど、もし変えられるのであれば、一番最初に「湯河原らしさを高める」というのを課題の分類のトップに持ってきていただき、その次に人材不足、飲食関係、これはもしかしたら上の方が良いですし、ちょっとあれですけどいずれにせよインバウンドでありDXというのは、あくまで方法論だと思うんですよ。その後の予算上でも一番多い、高いわけでもないですので、インバウンドやDXは後ろのページにあるほうが、観光業以外の住民にとりまして、何か我々のことを言ってくれてるなという感じで、その順番にすると良いかなと思いました。

## 【委員長】

ありがとうございます。

今回の2ページですね観光庁の観光立国基本計画が6年ぶりに改訂になって、一番の大きな変化は、コロナ禍で6000万人インバウンドみたいな旗を降ろしてないですけども、一丁目一番地にこの持続可能な観光地域づくり戦略っていうのが入ってきたことが、一番意味があって、ここが大事なんですよってなったんで、ここは強調したら良いと思うんですよ。だから国としても、ここが一番大事だとなったと、これが世界的トレンドですと、これに向き合わないと世界からも選ばれる観光地になりませんということになったので、これは今、観光庁のスライドを貼り付けてるだけですけども、国としての政策のプライオリティが変わってきているんだということをしっかり言って、だから湯河原もここが一番大事ですよ、ということ言えば良いのかなというふうに思いますね。

さっきオーバーツーリズムとかいう話もあったんで、鎌倉とかの問題もありますけども、そういった少し、この資料が公開される資料であれば、いくつかのそういった京都とか鎌倉のようなところが、オーバーツーリズム課題を抱えていることをちょっと触れるとかですね、それは確かにあると思います。

あと高齢化率の話もあったんですけども、結局、今後歳入にどう影響するかというところが宿泊税の導入の大きな前提なんで、そこをちゃんと伝えた方が良いと思うんですね。基本財政需要額というのがあって、そこがだんだん目減りしていくんですよと全体的にね、さらにコストもかかってくると、ハード整備もあるし、高齢化によって様々な支援メニューもやっていかないといけないので、人口が減って、高齢化率が高まって、そして歳入が減少していきますよと、観光客を増やしたくても、無い袖が振れなくて、財源が無くなってくるのだから、その前提のことと、住民とか、特に議会の皆さんにご理解いただけるかっていうことなんで、そこをしっかりと入れた方がいいかなという感じが、確かにしますね。

あと7ページの、これは言いたいこととしては、一定程度70万人水準を目指してです

ね、税収を増やしていきましようという、それがひいては持続可能な観光にするための財源になっていくんだってということなんで、多少もしかしたら、ここが言葉足らずであればですね、その70万人目指して宿泊客数をこの水準まで安定化させて、安定的に税収を増やして、そして持続可能な観光地域づくりを目指していきますよというところまでちゃんと書けば趣旨が伝わるかなと思いますんで、少しそこは言葉足らずのところを追加したらどうかなと思います。

最後に順番ですね、これはプライオリティの順番に書いてはないんだけど、見た人は最初に何書いてるかって見るんで、あと課題がレイヤーが違うやつも並んでますから、そこはさっき言ったように、手段とか例えば、湯河原らしさっていう問題とDX化っていうと全然レイヤーが変わってくるんで、そこはある程度レイヤーが高いといったものは先に書くのが良いかもしれませんね。湯河原らしさとかそれからもうちょっと深刻な問題だとさっきお触れになった飲食とか、それから特に宿泊施設さんの私が触れたような、ちょっと宿泊施設が抱えてる課題とか、その辺も先に入れつつ、その中でインバウンド対策とかDX化が進んでないよというのは、ちょっと後半に持っていくとか、そこは書く順番をちょっと意識されたほうが良いのかなと思います。

では他にも何かありますか。

## (2) 湯河原町宿泊税検討委員会報告書（案）

### 【委員長】

それでは、今回のこの湯河原町の宿泊税検討委員会の報告書（案）について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

…資料No.2に基づき説明。

### 【委員長】

はい、ありがとうございます。

これまでの本検討委員会のまとめなので、内容的に違和感ないとは思いますが、さっきお話があったように1回ちょっと持ち帰っていただいて、改めて読んでいただいて、いろいろとご指摘があればいただくという流れになります。

それをまた反映して、皆さんに共有をする形になると思うんですけども、最終的には私の方でまた全部見させてもらってですね、委員長として、最終的に答申ということになりますので、最後のほうは、私のほうで責任を持って対応をしたいと思っています。

ちょっと私から18ページの財源のところ、多分これが公開されたときに、この図の上のところに取り組むべき事業を試算すると、新たに1.8億円程度の事業費が必要であると試算されるって、これどういう根拠ですかと絶対言われると思うんです。

1.8 億ぐらいの税収があるということは分かっていますけども、それがたまたま試算されたものと合致しているのは良いですけども、ここがまだ試算まで行ってなかったと思うんで、書き方として、税収が 1.8 億程度見込まれるということはあるんですけども、1.8 億程度の事業経費が必要であると試算されるって言い方が大丈夫ですかって言うところです。ここは、ちょっと事務局的にはどうですか。

#### 【事務局】

一応、過去の観光の実際の事業の内容などからですね、おおよそ取り組むべき事業案として出させていただいた事業を仮に実施していくなら、恐らくこれぐらいかかるんじゃないかと調べたものではございますけれど、ちょっと表現の内容を含めて検討させていただきたいと思います。

#### 【委員長】

そうですね。1.8 億たまたま税収が増えるんで、何か必要だっって、何か無理やりしたんじゃないんですかっていう言われませんかってことなんで、ちょっと言い方だけ気を付けた方がいいでしょう。

あと一応皆さんとの議論の中で一番大事なポイントっていうか、税額に関しては 5000 円とかで線を引くとややこしいところもあったんで、24 ページのところですね。一応こういう形で 5 万円未満 300 円、5 万円以上 500 円ということが明確に書かれているということと、25 ページの方は一応先ほど説明があったとお入湯税に合わせて課税免除を設定していると、先ほど説明ありましたが、他の自治体ではですね、基本的にもう課税免除を設けないという自治体も結構あるんですよ。あるんですが、温泉地であって入湯税がかなり大半あって、そこに慣れてることもあって、それを勘案して入湯税に合わせるということが、やっぱり明確に出ると。

それから 27 ページの特別徴収交付金に関しては、これも他の自治体だと最初 3.5%か 3%を設定して 3 年ぐらい経ったら減っていくっていうパターンも多いんですけども、これはもう 3%で設定するってことですよね。だから、そういうあまり期間を設けてっていうことではなくて設定したっていうところがこれも湯河原モデルなのかなというふうに思いました。

これも含めて、ご意見をいただければ、この段階でもし気付いた、今のご説明の中で、気付いた点があればですね、この場でお話いただいて、また持ち帰ってやるっていう形にしたいと思います。

一旦ちょっと今のご説明を聞いた中で、お気付きの点などあればお願いします。

#### 【委員】

また何か報告書の意見書みたいのを書面で出してっていうのがあって、それがどうかな

と思いますけど、先ほどの 1.8 億の使い道で委員から細かく書かない方が良いんじゃないかっていう話が出てて、私も現段階ではあまり細かく書かない方が良いのかなというふうに意見として思います。

あと今後ですね、税収が入ってきたあと使い道について、経済 3 団体に必ず毎年か 2 年に 1 回でも良いんですが、事前協議みたいなものをしていただきたいと思います。それをどっかに書いておいてほしいんですよね。

協議ですから、別にこちらの言うことを全部聞くわけではないと思うんですけど、事前協議をして、それを議会に上げてほしいなっていうふうに思います。それを書面のどこかに書いておいてほしいなと以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

これは、そうしたら宿泊税の使途の公表まではあるんですけども、使途の検討のプロセスとして、何か最終的には経済 3 団体を入れた検討会会議みたいなものを設定するなど、何かどこまで書くか分かりませんが、その（４）か（５）か分かりませんが、その使途を決める上では関係団体との緊密な協議というかですね、そこをちょっと書いていくということですかね。

#### 【委員】

そうしていただくとありがたいです。

#### 【委員長】

はい、分かりました。それは（４）か（５）か、ちょっと順番を検討していただいて記載をお願いします。

では、他にいかがでしょう。

#### 【委員】

全体を通して、今までの議論も踏まえて、非常に丁寧な報告書になっているのではないかと思います。私も 18 ページのところ、皆さんもおっしゃるとおり、納得感という観点から、突っ込みどころというかありそうだなと思いました。

そもそも、（３）の「新たな課題への対応と必要となる財源」という項目自体を入れる必要性ありませうかと、流れとしては、項目がなくても成り立つので、もしかしたら来年の事業的に出てきた方がいいと、予算取りのために、もしそういう目的があればそれにも応じた書きぶりでも良いのかなと思いました。関連して 2 ページに令和 5 年度の観光費に係る事業等の一覧がありまして、これをもし入れる意義や必要性がなければ、この左の 2 ページの下ですね観光事業なくても良いし、むしろその 3 ページの上にある

一般会計に占める観光費比率が年々下がってるんですっていう方がメッセージになって、これによっては、この令和5年度のを落として、3ページの上の観光費比率が下がってるのをグラフにして、どんどんどん観光費が下がってるっていうふうにした方が危機感は伝わるだろうかと、2ページに変にこれを出すんだったら、一つ一つの事業でこれを無駄遣いなんじゃないとか、あまり進まない気もしたので、あともう一点だけ、目的税の、それって一般的には目的税って言われても何なんだか分からないので、観光以外の人が見たときに、なんか観光のものばかり使われて、なんだこれってなられてもあれなので、もう日本の税法上、目的税というのがあって、これしか使えないんだからと、そういうことをもう少し丁寧に、全然知らない、私もこの委員になるまで、観光宿泊税が目的税なんか知らなかったですし、そもそもそういう法的縛りがあるんだっていうことにページを割いてあったほうが良いのかなと感じました。

### 【委員長】

これは多分ですね、18ページは「新たな課題への対応と必要となる財源」ということよりも、宿泊税の位置付けみたいな、宿泊税が入ったときに、観光予算にどのように反映するかっていう、その反映の仕方の話をですね、ここで言った方が良い。

それから一般財源があって、ふるさと納税もあって、そこに1.8億がまた入るんだけど、ここではあまり説明されてないですけども、今までの観光予算に純粹に一旦上乘せされるわけじゃないはずだったんで、その辺もどう説明するかですね。この図をもし入れるとすれば。

その時に、今まではさっきの2ページの、合計が3億6,200万だと思うんですけども、このお金が今までの、これは宿泊税が入ってないときに、3億6,000万円あったので、この18ページに3.6億っていう文言出てきますけど、それを説明するんだったら、この2ページの中身を、ここの18ページ側にあって、元々こういう内訳でしたよと、これが1.8億が純粹に積み上がるわけじゃないんで、その説明の仕方もちょうと工夫した方が良いかなと思いました。

新たな財源として1.8億必要だって言うと、この3.6億に1.8億積み上がらないとおかしくないですかってなりませんかね説明として、ちょっとそこも若干の心配が出てきましたね。

今ご指摘のように2ページにこれがあるとちょっと違和感があるんで、そこはさっき言われたように、観光予算の比率が下がってますと棒グラフか何かでちょっと視覚的に伝えつつ、ここの2ページの下側ここに入れるんじゃないかって、この18ページの趣旨をちょっと変えて、この内訳をもし入れるんであったら、修正しなければいけないけど、さっきご指摘のように、検討してみたらどうかなと思います。

それと、あとやっぱりね、7ページの法定外目的税に関しては、再三言ってますけどやっぱりちょっとこれ、あの税収の歳入の仕組みが分からない、何て言うんですかね、

よく分かっていない人がいるわけじゃないですか。だからその基準財政需要額のことだったりとか、ほとんど目的税というだけじゃなくてシンプルに基準財政需要額としてキャップをはめられてる歳入に純増で積み上げることができる、これは地方税法の改定によって各自治体に与えられた一つの何て言うんすかね、新たな税収アップの制度なんで、その意義をちょっと書いたほうが良いかもしれないですね。法定外目的税というだけだと、ちょっとその本質が伝わらないという気がします。それだけだとですね。宿泊税と書いていますけど、宿泊税って、法定外目的税って何で導入されたのかみたいな説明を加えたらどうでしょうかね。

## 【委員】

今お話があった7ページの法定外目的税というところが、今回これが肝になっているところなんで、表記の仕方は今、委員長おっしゃったように、もう少し加えた方がよいなということに準じて18ページなんですけど、図表というのはデザイン上ですね、言葉よりもものすごくインパクトを持つので、少しやっぱり法定外目的税であれば、これ白にはなってるんですけど、1.7と1.8の間に少し線が何ていうんですかね、空白がないと誤解が生まれるっていう、すいません、デザイン性の問題なんですけど、それとあとは、その点線が微妙に左右ありますね、この点線を付けるっていうのはある意味、公式的にイコールを示しているんで、これもなんか微妙に点線が必要なのかどうか、すいません、これ報告書って出たときに、基本的には良い方向にしましょうという報告書なので誤解が生まれないほうが良いという、そういう意味でのコメントです。

ですから、これが良い悪いということを行っているわけではなく、7ページにやっぱり法定外目的税と書いてあるんですから、ここでもやっぱり法定外の表現がちょっと欲しいなということです。それをどういうふうにしたら良いかは、細かいことをちょっと議論していただければ良いと、白にはなっているんですけど、その白の意味が実際にはよく分からないと思います。最初ファーストインプレッションで。

それと同時に24と25ページという、実はこの報告書の中で、ものすごく重要なページなんですけど、タイトルがなく24ページに始まるんですね、前のページから続いていることなんですけど、だけど、今回皆さんにお伝えしたいのは、300円と500円の段階的定額制という、すごく重要なところなんですけどホームページのタイトルの上に冠がないものですから、何となくさっと流してしまう状況の中にあるので、ここがやっぱりすごく重要で、皆さんにご理解いただきたいと思うんですね。この委員会でも議論があった。それから25ページも実はこの課税免除っていうのは、これ長年湯河原が考えてきたやっぱり何かを課するときにユニバーサルの問題とか、言ってる以上地域の哲学でもあるので、これも実際には課税云々の話だけでなく、湯河原らしさでもあるんですよ。だから、そういうのもなんか扱える人は24、25ページが極めて重要な割には何となく書かれてしまってるなど、すいません私の印象ですけれども、ここ非常に重要なかと、こ

れをモダンにご理解いただいて、次の議論に行くのかなということで、すいません以上です。

**【委員長】**

今の後半の話は、一応 21 ページの (3) があって、それに紐づいて⑤の税額税率というところにタイトルになってると、ちょっとこれだと分かりづらいですか。

**【委員】**

そうなんですね。なんかやっぱりここはすごく重要ですね。

皆さんにこの報告書でご理解いただきたい、他の地域ではこうです、でも我が町ではこういう考えですってことなので、ちょっとページの割り振りなのか、ご理解いただくのに分かりにくいってというのは、ちょっと残念なので、分かりやすくということです。

コメントについて言うならば、微細なことはさておき。

**【事務局】**

今、ご指摘いただいた点 23、24 のページの確認がこういう割付になってしまうと見づらいというお話だと思うので、ここ 2 ページ割いている部分ですから、ちょっとページを調整して、見開きで分かるようにしたいと思います。

**【委員】**

そのほうが誤解がないかもしれないです。ありがとうございました。

**【委員長】**

それとですね、さっき話した 18 ページの令和 5 年度の観光費 3.6 億というのが、普通の人だと、これでいうとこの一般財源プラスこの 1.7 億の合計が 3.6 億というふうに多分理解すると思うんです。だからそれに 1.8 億が積み上がるんじゃないかと改めて、というのがですね、例えば 1.8 億の中にインバウンド対応事業って書いてるんだけど、例えば 2 ページのところにもインバウンド情報発信推進事業ってあるんですよ。

だから、今まで全くやってなかったのが、ここに出てきたわけでもないのに、ちょっとこれはこの図は確かにいろんなことをね、誤解を生む可能性はあるので、私はその 3.6 億に 1.8 億が積み上がってないよということであれば、それが積み上がってるのであれば、それでも良いんですよ。それでも良いんだけど、そこと今までのこの 2 ページの下にあるやつの中で、この取り組むべき事業の中で入っているものも少しありますよねというところで、ちょっとこれは工夫した方が良いでしょう。

たださっき点線の話をしてきましたが、これ難しいのは法定外目的税ですけど、一回町の中に入ってくると、お金に色はないもんですから、そこで線を引くというのは

なかなか難しいんだけど、宿泊税のというものが、いわゆる今までの財源とは別なんですよという意味では、ちょっと隙間をあけるといのが、確かに多少の演出はあってもいいかもしれないんで、それはまた工夫してみてください。新たに加わったっていう見せ方というですかね。

**【委員】**

ですから妙に色分けしていないほうが、意外と分かりやすかったり、色分けというのは、すごく印象付けませんか、そういう意味です。

**【委員長】**

ちょっとこれはどうしたら良いか、要工夫ということで、検討しましょう。

**【委員】**

事務局に預けます。

**【委員】**

前回は申し上げましたとおり、この段階的定額制の基準の金額は、私としては契約金額が望ましいと今も考えておりますけれども、仮に食事代等を除いた素泊まり料金を基準になさるのであれば、この報告書上もそのことは明記なさるほうがよろしいかと思えます。また、24 ページの下の方に、宿泊データ分析システム参考の試算がありますけれども、この素泊まりで5万円以上というのはおそらく私の考えだと1%に満たないと思えますので、試算自体が変わってくるんじゃないかと思えます。

**【委員長】**

これは前に話したように、原則は素泊まりとか宿泊料金にかかるんだけど食事代が算出できない場合は、1泊2食付きの金額で課税するということだと思いますけど、それでよろしいですか、基本的に。

**【委員】**

算出できないというのは、宿泊施設の。

**【委員長】**

切り分けられないと、宿泊施設側が判断といった場合は、これは対お客さんに対してですよ、1泊2食付きの金額が5万円以上ですから、500円になりますよということだと思うので、切り分けられるところはあまりないのかもしれませんが、現実的に。だから、そこは最終的な制度に関しては多分そうなるのかなと思えます。

**【委員】**

このあたりは、やっぱり明記していただいたほうが良いですね。

**【委員長】**

そうですね。だからこれは5万円というか宿泊費にっていうのが入ってましたっけ。

**【委員】**

この資料では書かれてないですね。

**【委員長】**

だから、これは考え方のところにちょっと入れましょうか。(5)にして、原則は宿泊料金にかかるんだけど、食事代との切り分けが難しい場合は、その食事代を含めた宿泊料金に課税することとするというのは、一応最終決定までは、その先ですけど、この検討委員会としては委員からこういう意見が出てるということを入れた方がいいかもしれないですね。

**【事務局】**

そこは宿泊行為に対しての課税になるので、食事料金を入れてしまうとちょっと問題があるのかなと思います。

**【委員長】**

他の自治体でも、そういう事例ありますよね。

**【事務局】**

だからそこは多分すみ分けしないとイケないのかなと思うんですけど。

**【委員長】**

ちょっと他の自治体の事例を調べてほしいんだけど、他の自治体でも切り分けられない場合は含めてって事例はあるはずなんです。確か他の自治体でも。

これはニセコとかは、もう切り分けられない場合は、朝食何千円、夕食何千円にしてくださいみたいなものもありますけども、他の自治体で1泊2食付き前提になってる宿泊施設さんが多い場合は、はっきりとこう切り分けられない、だからその場合は含めてっていう、ちゃんとした条件になっているところがあるはずなんで、全くそれがなかったらあれなんですけど、確かありますね私の記憶では。そうでないと各施設さんがまた料理代から原価計算して、またいくら料理代ですかみたいな計算をしなくてはいけない

から、ものすごい煩雑になってしまう。

**【委員】**

宿泊施設に任せるってことであれば、素泊まり分5万円以上っていうのはなくなると思うんですよ、実態としてね。

**【委員長】**

これが、だから最終的に総務省が制度を認めるかどうかなんですけど、事例があればね、別に問題ないと思うんで。

都市部は良いんですよ、でも温泉地の場合は必ず出てくる問題だと思うんで。

**【委員】**

何か表記の仕方ないんですかね。

**【委員長】**

多分ね、食事料金が算出できない場合は、食事代金を含めた宿泊料金にするということが一言書いてあった記憶あります、他の自治体で。

これはちょっと熱海とか。

**【事務局】**

一律定額制の熱海市なんかですと、変な話、食事代がいくらとか関係なく一律200円とかなので、そういった案内はないんですけども、ちょっと私の確認で、全自治体確認したわけじゃないんですけども、他の自治体ですと、例えば1食分は宿泊料金の20%とみなして計算するとかっていうところが、内訳が分からないときはというところがありますよね、ちょっと今の段階で報告書の中で、もう例えばそれを何%にするのかというようなことが、どういったすみ分けにするかっていうところを記載するかというのが、なかなか難しいところではあるんですけども、ただおっしゃられたように素泊まり料金に対して計算するものですよとかは明記させていただいて、食事代の分についてどうするかというところは、何かしら意見を入れられるような形でちょっと考えます。

**【委員長】**

そうですね。これは、一応含みを持たせてここでは終わっておかないといけないと思うので、来年正式に導入するときは、特に旅館組合さんと協議して決めていただければ良いんじゃないですか。

はい、ありがとうございます。

**【委員】**

今の話に関連してなんですけど、ちょっと提案で24ページの段階的定額制までに至った議論で、どんな意見や議論があって、何が課題だったかみたいなことを、一番後ろに参考資料みたいなものを作って置いて、24ページでは5万円で切ったんだけど、ここに至る前のタイミングで3万円案もあったとかですね、何かそういうのを残しておいて参考として差し込むと良いのかなと思いました。というのも多分、ここで決まったことがそのまま町として決まるわけではなくて、あくまでもこれはこの委員会の案として、これを元にして、例えば観光協会さんとして集まって議論したりとか、そうすると、またここでやった議論と同じような意見が出たり、一律定率が良いとかですね。そのときに1回1回説明したり、変なミスリードやハレーションが起きるのはよくない。

**【委員長】**

これ議事録は公開してましたっけ。

**【事務局】**

はい、議事録は公開しています。

**【委員長】**

だから一応議事録にあるんですよね。

一応、後半に添付資料で議事録をつけたらどうですか。

**【委員】**

議事録はあるものの、いちいち読まないで駄目なので、論点の整理だけで良いと思います。

**【事務局】**

そうですね、論点の整理したものを何かしら記載するような形はできると思います。

**【委員長】**

では、それを後半に検討してみてください。

はい、他にいかがでしょう。

**【委員長】**

では、一旦今日は初見なので、皆さんなかなかあれですけど、一旦これを踏まえてまた別途に意見をとりますけれど、そちらの皆さんはどうですかね、他の委員どうですか。大丈夫ですか。

**【委員】**

はい、私は宿泊ところのインクルードなのか、契約料金になるか、これがやっぱ一番かなと思いました。

3 その他

**【委員長】**

では、一応またぜひ皆さんから一旦ご意見を最後いただいて、先ほど申し上げたように、また最終的な何ができたというときに、皆さんに、また共有してということで、お願いしたいと思います。

はい、ということで改めてでございますけれども報告書については、どの部分が修正になったかっていうことも明確にさせていただいた上で、書面で各委員に最終案を確認をしていただくということで、よろしくお願いします。

また、最終版に関してはですね、私のほうで責任をもって確認したいというふうに思いますので、最後多少の軽微な変更とかあればですね、そこはちょっと私のほうにいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ということで、しっかり最終的には町長のほうに報告をいたしていただくので、よろしくお願いします。

はい、では今日はもう議題は以上ということですので、特に何か皆さんから最後に何かありますでしょうか。

**【委員】**

一点、これはいつまで、それだけ確認させてください。

**【委員長】**

では、事務局から最後ちょっと説明も含めてお願いします。

**【事務局】**

書面協議についての部分をご覧いただきまして、内容を、短くて申し訳ありませんが4月11日の金曜日までにご意見いただけましたら、事務局の方で取りまとめて共有の方させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

では、以上となります。

それでは、事務局お願いします。

#### 4 閉 会

##### 【事務局】

皆様、いろいろと活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

報告書に関するご意見等につきましては、また、この後よろしくお願いいたします。

今後ですね、こちら報告書のほうとりまとまりましたら、町の考え方でございますが、6月の議会の方には、条例案を上程させていただきまして、その後可決いただきましたら、国の方の協議、そして予定といたしましては、来年4月から宿泊税の導入ができればなと考えているところでございます。

その間におきましては、まだまだ使い道の部分ですとか、いろいろと議論するところがある中で、先ほど委員の方からございました経済3団体さん、関係者の皆様のお知恵をいただきながらですね、そういった使い道というものを考えていきたいなと考えておりますので、引き続きご協力のほうをお願いできればなと思っております。

いずれにいたしましても、制度設計を構築するに当たりまして、これまで短い期間でいろいろとバタバタしながらも議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

引き続きですね、町の観光行政にご理解とご協力をいただけますことを、挨拶とさせていただきます。

最後になりますが、改めてこの度はいろいろありがとうございました。